

衆議院 第六回 大藏委員會 議錄 第十一號

—

号 昭和二十四年十一月十七日

第一 月 額 表

る者は、命令の定めるところによる。昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出なければならぬ。

第二日額表

その日の 給与の金額		扶 養 親 族 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人	
以上	未 満	控 除 金 額											
円 80	円未満	円 全	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
80	100	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	125	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	150	1	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150	175	2	4	全額	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
175	200	1	3	5	全額	全額	全額	0	0	0	0	0	0
200	225	2	4	5	7	全額	全額	0	0	0	0	0	0
225	250	2	4	6	8	全額	全額	0	0	0	0	0	0
250	275	3	6	7	9	11	全額	全額	全額	0	0	0	0
275	300	2	6	8	10	12	全額	全額	全額	全額	全額	全額	0
300	325	3	6	9	11	13	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
325	350	3	7	10	13	15	16	18	全額	全額	全額	全額	全額
350	375	2	7	10	14	16	18	20	20	全額	全額	全額	全額
375	400	2	8	12	15	19	20	22	22	全額	全額	全額	全額
400	425	2	8	13	17	20	23	25	25	26	全額	全額	全額
425	450	1	8	13	18	22	25	27	27	29	31	全額	全額
450	475	2	9	15	21	25	28	32	32	33	35	33	全額
475	500	3	11	18	24	29	23	36	39	41	43	44	全額
500	525	5	14	21	28	33	38	42	45	47	49	51	全額
525	550	6	15	24	30	37	42	46	50	53	55	56	全額
550	575	6	15	23	31	38	44	49	53	56	59	61	全額
575	600	5	15	24	32	40	47	52	57	60	64	66	全額
600	625	7	17	27	35	44	51	58	63	67	71	74	全額
625	650	7	17	27	36	45	53	60	66	71	75	79	全額
650	675	5	16	26	36	45	54	61	68	74	79	83	全額
675	700	5	15	26	36	46	55	63	71	77	83	87	全額
700	725	6	17	27	38	48	58	66	75	82	88	93	全額
725	750	5	17	28	38	49	59	68	77	85	92	98	全額
750	770	5	17	29	39	50	60	70	79	87	95	102	全額
770		6	18	30	41	52	62	72	82	90	99	106	全額

物品税法の一部を改正する法律案
物品税の一部を改正する法律
物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項第一種甲類第四号を削り、同類第五号を同類第四号とし、以下同類第九号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十号中「第三十七号を」第四十一号に改め、同号を同類第九号とし、同種乙類第十一号を同類

第十号とし、以下同類第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十八号から同類第二十号までを削り、同種丙類、丁類及び戊類を次のように改める。
丙類
十七 楽器、同部分品及附属品
十八 喫煙用ライター及電気マッ

十九 化粧品但シ第三十五号ニ掲
グルモノヲ除ク
二十 写真用の乾板、フィルム及感光紙
二十一 蓄音器用ノレコード及針
二十二 扇風機及同部分品
二十三 暖房用ノ電気、瓦斯又ハ液体燃料ストーブ
二十四 冷蔵庫及同部分品
二十五 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具

二十六 煙火類但シ第四十五号ニ掲グルモノヲ除ク
二十七 薫物及線香類
二十八 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料
二十九 室内装飾用品
三十 囲碁及将棋用具
三十一 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
三十二 釣籠並ニ茶道、香道及華道用具
三十三 釣用具類
丁類
三十四 乗用自動車但シ第六十号ニ掲グルモノヲ除ク
三十五 化粧クリーム、頭髮用ノ油及煉油並ニ染毛料
三十六 金庫
三十七 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル
三十八 喫煙用具
三十九 紅茶、烏龍茶、包種茶、コヒー、ココア及其ノ代用品並ニ碾茶
四十 嗜好飲料但シ第二種第五号ニ掲グルモノ及酒稅ヲ課セラ

ルモノヲ除ク
四十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮、牛毛皮及同製品
四十二 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
四十三 照明器具
四十四 靴及トランク類
四十五 飾物、玩具及搖籃並ニ遊戲具、乳母車類、同部分品及附属品
四十六 時計及同部分品
四十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
四十八 文房具但シ第六十六号ニ掲グルモノヲ除ク
四十九 身辺用細貨類及化粧用具
五十 幻燈機、実物投影機及同ケース
五十一 絵葉書、観賞用ノ写真及印刷物類
五十二 帽子、杖及鞭
五十三 家具
五十四 旗、幟類、襦袢及化粧廻並ニ裝飾用及調度用纖維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
戊類
五十五 運動具
五十六 ラジオ聴取機及同部分品
五十七 受信用真空管、マイクロホン、拡声用増幅器及拡声器
五十八 魔法瓶及同部分品
五十九 電球類
六十 小型乗用自動車、乗用自動車三輪車及自動自転車
六十一 食品加工料
六十二 敷物類
己類
六十三 扇子、団扇及カレンダー
六十四 簾及提灯類
六十五 携行用及自転車用ノ電灯並ニ同ケース、電池及発電器
六十六 万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、シャープペンシル、ミシン及同部分品並ニアイロン及裁縫用銀
六十八 安全剃刀
六十九 板硝子

七十 紙及セロファン
七十一 滋養強壯剤及口中剤
七十二 書画及骨董
同項第二種第五号を次のように改める。

五 清涼飲料

同條第二項を次のように改める。
甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシテ丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品ニシテ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス
第二條を次のように改める。
第二條 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類 物品ノ価格ノ百分ノ七十
乙類 物品ノ価格ノ百分ノ六十
丙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十
丁類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
戊類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
己類 物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

一 樽寸 千本ニ付 二円
二 飴、葡萄酒及麥芽糖 百斤ニ付 千五百円
三 サツカリン及ツルチン 一担ニ付 三千円
四 蜂蜜 百斤ニ付 千五百円
五 清涼飲料
イ 玉ラムネ壺詰ノモノ 一石ニ付 三千円

ロ 其ノ他ノ壺詰ノモノ
一石ニ付 五千円
ハ 壺詰以外ノモノ
炭酸瓦斯使用量一担ニ付 千五百円

第三條中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第四條中「移出セラレタル物品ノ価格又ハ数量」の下に「(第二種第五号ニ掲グル壺詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量)を加え、」第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第五條中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第六條第一項の次に次の一項を加える。

天然ニ湧出スル液体ニシテ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノヲ飲用ニ供シ又ハ清涼飲料トスル目的ヲ以テ之ヲ加工シ若ハ容器ニ充填スルトキハ之ヲ第二種第五号ニ掲グル玉ラムネ壺詰以外ノ壺詰ノ清涼飲料ノ製造ト看做ス

同條第二項中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第七條を次のように改める。

第七條 第一種又ハ第二種ノ物品「第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク」ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

一 製造場内ニ於テ使用又ハ消費セラレタルトキ但シ蜂蜜ガ蜂ノ飼育用ニ供セラレタルトキヲ除ク
二 製造場内ニ現存スルモノ公売セラレタルトキ

三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ヲ廢止シタル場合ニ於テ製造場内ニ現存スルモノ

第八條第一項中「第九十一号」を「第七十二号」に、「其ノ品名毎ニ数量ヲ」を「其ノ品名毎ニ数量(第二種第五号ニ掲グル壺詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ炭酸瓦斯使用量)ヲ」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ前條第二号又ハ第三号ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ移出シ又ハ同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做セラレタル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付直ニ申告書ヲ提出スベシ

第九條中「第九十一号」を「第七十二号」に改める。

第十條第一項中「翌月末日迄」を「翌々月末日迄」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第八條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス

同條第二項中「命令ノ定ムル所ニ依リ」の上に「前項ノ場合ヲ除クノ外」を加え、「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第十一條第一項、第十二條第一項、第十五條、第十六條第二項及び第十六條ノ二中「第一種第九十一号」を「第一種第七十二号」に改める。

第十七條ノ三を削る。

第十八條を次のように改める。

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
一 政府ニ申告セズシテ第一種第一

七十二号ニ掲グル物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ製造シタル者
二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ物品税ヲ通脱シ又ハ其ノ通脱ヲ図リタル者

前項ノ犯罪ニ係ル物品ニ対スル物品税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユル該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得
第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス

第二十條第一号中「規定ニ依ル帳簿」の下に「ヲ備ヘズ、其」を加える。

第二十一條中「第十七條ノ三第一項又ハ」を削り、同條中「第十七條ノ三第二項又ハ第十八條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ」を「懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ」に改める。

第二十二條中「第十七條ノ三」を「第十八條」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二 第十六條、第十七條及第二十條乃至前條ノ規定ハ販賣ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販賣スル者ニ付テハ準用ス

第二十五條中「第九十一号」を「第七十二号」に、「若ハ蜂蜜」を「蜂蜜若ハ清涼飲料」に改める。

附則

1 この法律中物品税法第十條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月

月一日から、その他の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならぬ。

4 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実をあわせ記載して、これを提出しなければならない。

5 前二項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

6 清涼飲料税法(大正十五年法律第十六号)第十條ノ二の規定により申告した者でこの法律施行の際清涼飲料を製造するものは、この法律施行の日において、物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

7 この法律施行前に製造場に戻入し、又は製造場外から移入した清涼飲料をこの法律施行後に製造場から移出した場合においては、物品税法第四條の規定にかかわらず

ず、物品税を徴収しない。

8 この法律の施行前にした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

織物消費税法等を廃止する法律案

織物消費税法等を廃止する法律案
左に掲げる法律は、廃止する。
織物消費税法（明治四十三年法律第七号）

清涼飲料税法（大正十五年法律第十六号）

取引高税法（昭和二十三年法律第八号）

附則

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた織物消費税及び清涼飲料税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に取引金額を受領した取引に係る取引高税については、なお従前の例による。

4 この法律施行前に消費税を納付した織物又はこれをもつて製造した物品をこの法律施行の日から起算して三月を経過した日までに輸出した場合においては、旧織物消費税法第三條第二項の規定は、当該織物又は物品について、この法律施行後においてもなおその効力を有する。

5 この法律施行前に旧清涼飲料税法第八條第一項の規定に該當して清涼飲料税を納付しないで製造場から移出した清涼飲料については、同條第二項及び第三項並びに第九條の規定は、この法律施行後

においてもなおその効力を有する。

6 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に關する法律（明治四十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

酒税等ノ徴收ニ關スル法律

第二條中「織物消費税法、」を削る。

第三條中「織物消費税法、」及び「織物、」を削る。

7 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に關する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「酒税、清涼飲料税、物品税及び取引高税」を「酒税及び物品税」に改める。

8 附則第二項に規定する清涼飲料税又は附則第三項に規定する取引高税の納税義務者に対しては、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に關する法律第八條及び第九條の規定は、なおその効力を有する。

9 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「若しくは取引高税法（昭和二十三年法律第八号）第一條但書の規定により現金を政府に支拂つて交付を受ける取引高税証紙を削り、「これらに」を「これに」に改め、「若しくは表示」を削る。

この法律施行前にした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

の例による。

○池田國務大臣 ただいま議題となりました所得税法の臨時特例等に關する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、昭和二十五年を期して、さきに公表を見ましたシャープ税制便節団の勧告の基本原則を尊重し、さらに、これに適當と認められる調整を加えて現下のわが国財政經濟の實情に即応した国税及び地方税を通ずる税制の全面的改正を行い、國民の租税負担の軽減、合理化をはかる考えであります。この全面的な税制改正案につきましては、目下慎重に検討中でありまして、今回の補正予算の編成に際しましては、右の税制改正の一環として、國民租税負担の軽減及び適正化に資するため、さしあたり、給与所得に対する所得税の源泉徴収について暫定的に軽減を行い、間接税につきましては、運賃、物価の改訂等の關係を考慮し、昭和二十五年一月を期し織物消費税及び取引高税を廃止し、物品税について適當と認められる改正を行うとともに、清涼飲料税を物品税に統合することとしたしました。

まず所得税につきましては、これが根本的改正につき目下検討いたしているものであります。なおその内容が確定いたしておりますので、昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給にかかる給与に対する所得税の源泉徴収につき、暫定的に軽減を行う特例を設けることとしたのであります。すなわち、とりあえず基礎控除を年二万四千円、扶養控除を所得控除を年一万二千元、勤労控除を百分の十と

し、また税率は課税所得金額五万円以下に金額百分の二十から始まり、三十万円を超える金額百分の五十五に至る超過累進税率とし、これを基準として負担の軽減をはかることとしたしました。これがため給与の金額並びに扶養親族の有無及びその数に應じ、所得税法別表第二源泉徴収表の月額表甲欄または日額表甲欄に掲げる税額から、それ／＼この法律の別表に定められた一定額を控除した税額により、源泉徴収することとしたしたのであります。

これによりまして、勤労所得者、特に扶養親族の多い世帯の租税負担は相當軽減されることとなるのであります。たとへば扶養親族三人の月収一万円の勤労所得者について見ますと、現行の千九百九十五円の負担が三百九十五円だけ軽減されて八百円の負担となり、また扶養親族四人の月収一万五千円の勤労所得者の負担は、現行二千六百九十一円が九百八十円だけ軽減されて千七百一十一円の負担となるのであります。

次に、政府は課税の適正化をはかるため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考慮いたしまして、さしあたりその準備的な措置として、今回法人または事業所得等を有する個人が、所得の計算に關して備えつける帳簿について、その記載事項等を定めることとし、右の帳簿を備えつける者は政府に届け出ることとしたのであります。

次に物品税であります。本税は、必ずしも適當でない物品を課税の対象としており、またその税率も現在の社会生活の實情に照して妥當を欠くと認められる点もありますので、課税物品

相互間の權衡等を考慮し、政府は今回の税制改正の一環として物品税の大幅な改正を行うこととしたしました。すなわち、日常生活上必要の比較的多いと認められる物品、たとえばくつ、はきもの、かさ、メリヤス製品、緑茶、びん、カン詰食料品、歯みがき等及び文房具、身近用細貨類の一部、並びに主として事務用に供せられる物品、たとえば計算機、謄写器、タイプライター、事務用品等を課税物品から除外いたしました。また化粧品、サッカリン、嗜好飲料、紅茶、扇子、ラジオ聴取機、ミシン、紙、セロファン、マジック等に対する税率及びあまりに高率と認められる第一種甲類及び乙類の税率を相當程度引下げ、新たに従價一割の税率を設けることとしたしました。

なお清涼飲料税は今回これを物品税に統合し、税率を相當程度引下げて課税するとともに、他面じゅうたん、窓かざり等の比較的高級と認められる裝飾用及び調度用の織維製品に対して、適度な税率で課税することとしたしました。さらに現下の取引の實情に顧みまして、物品税の納期の調整をはかることとし、納期を一箇月延長することとしております。

次に、織物消費税及び取引高税につきましては、その性質並びに歳出の状況等にかんがみまして、今回これを廃止することとしたのであります。以上各法律案につきその大要を申し上げたのであります。今回の税制改正による減収額は源泉徴収の所得税に於いて約十六億六千六百万円、物品税に於いて約二十三億八千八百万円、織物消費税に於いて約二十五億九千二百万円、取引高税に於いて約九十二億五

千六百万円、清涼飲料税において約一億七百万円でありまして、合計約二百億二千万円に達するのであります。他面、本年度予算の租税及び印紙収入の予算額五千四百六十六億六千万円に對し最近における經濟情勢の推移、徴收の状況等を勘案いたしまして、總額において約二百十三億四千万円の自然増収を見込みましたので、右に申し上げました税制改正による減収額と通算いたしますと、本年度の租税及び印紙収入の總額は五千五百五十九億四千万円と相なるのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますよう、切望してやまない次第であります。

〔前尾委員長代理退席、島村委員長代理着席〕

○三宅(則)委員 ただいま池田大蔵大臣からこの所得税法の臨時特例等に関する法律案外二法律案の提案理由の説明がありました。この問題はシャープ勧告案によりまして、たいへんな龐大な法案であると思いますが、本日は他にも用があると思っておりますので、大臣に対する質問その他は明日に延期いたしまして、本日はこの程度において散会せられんことを望みます。

但し申し上げたい事は、物品税等につきましてはただいま池田大蔵大臣が御説明になりましたように、たいへん妥當でないものがありますからして、はなはだ恐れ入りますが事務当局にお願したい。一から九十二、第二種が四つありますが、その一々、でき得べくんば一から九十二までに至りますところの、各種の税金の取上げる高がわかりましたら、まことにけつこうであると思ひます。なぜならばそれによ

りまして實際どのくらいの税金が減るか、ふえるか。あるいはどれをかげんしたほうがよいのかということがわかるのであります。恐縮であります。事務当局を奮励されまして、一から九十二までに至りますところの各種別の物品税の納入金額等がわかりましたならば、資料として明日出していただきたいと思ひます。もし明日できなかったら明後日でもけつこうですが、なるべく早い機会にこれを提出して、審議の上便ならしめられんことを期待してやみません。

○島村委員長代理 ただいま三宅君の資料の要求に對しましては、大蔵當局と話し合ひまして、できるだけすみやかに御提出願うことにいたします。

○林(百)委員 大臣がお急ぎですから、簡単に事務的なことだけ……この審議の便宜のために、ちよつとお聞きしたいのですが、われ／＼としては吉田内閣の日の公約もありまして、この国会に大體税制の根本的な改正案が出ると思つていたわけですが、ただいま大臣の説明がありましたように、大體三法案が出されたわけでありまして、そこでこの三法案だけとりあえず出された理由と、それから根本的な税制改革については、大體今どの程度になつておつて、これが来国会なら来国会、あるいはいつごろならいつごろに根本的な財政についての提案ができるか、そういう事務的なことを説明していただきたい。これはわれ／＼當委員會としても大臣の出席を求めて、シャープ勧告に基く政府のその後の關係方面との交渉、その後の政府の立案等をお聞しかつたのですが、大臣も病氣などでお見えにならなかつたのです

から、忙しいとは思ひますが、大體の見通しだけを當委員會として聞いておいて、なお三法案の審議の参考にもしたいと思ひます。

○池田國務大臣 シャープ使節団の勧告に基きますのが国の租税制度の改正につきましては、ただいま検討を加えておるのであります。御承知の通りこの租税制度は歳入歳出の予算と重大なる關係がございますので、来年度の歳入歳出の予算を出しますときには、一緒に税法の改正案を出したいと思ひます。従ひまして今回の補正予算の提出にあたりましては、さしあたりこの程度の税制改正で今年度の歳入歳出がまかなえるという考えで、今回はこの三法案にとどめた次第でございます。

○林(百)委員 そうすると昭和二十五年本予算の提出と同時に、税制に對する根本的な改正案を出しになるという事になりますと、大體来年の何月ごろということになるわけですか。

○池田國務大臣 今、日にちをはつきり申し上げるわけには行かないのであります。予算案並びに税制案は最も重要な法案でございますので、できるだけ早い機会にお出しする考えでおります。

○林(百)委員 そうすると、とりあえずこの三法案だけを国会にお出しになつた経緯、並びに政府の意図はどうでしょう。

○池田國務大臣 ただいま申し上げた通りでございます。

○島村委員長代理 三宅則義君の動議をお諮りいたします前に、この際御報告しておきます。

税法三案に関する公聴会開会の件につきましては、本日議長の承認があり

ましたので、来る十一月二十一日より税法三案についての公聴会を開会することといたします。なお公聴人の選定につきましては、昨日の委員會におきまして、委員長並びに理事に御一任願つてありますので、早急に選定いたすことにいたします。

三宅君の御動議は、本日はこの程度において散会を希望しておられます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長代理 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会

昭和二十四年十一月二十八日印刷

昭和二十四年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所